

案

武蔵野市保育のガイドライン

(令和5年度改訂版)

今回の改定案（マーカ部分）についてご意見をお寄せください。

■ご意見はこちらから（令和5年9月11日～10月22日）

メール SEC-KODOMOIKUSEI@city.musashino.lg.jp

Web <https://logoform.jp/f/rHAbL>



*改定案はこちらからダウンロード可能です。

[https://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/kodomo_kosodate/h
oikuen_yochien_kodomoen/ninkahoikusho_chiikihoikujigyo/shitsunokakuho/1006
899.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shussan_kodomo_kyoiku/kodomo_kosodate/h
oikuen_yochien_kodomoen/ninkahoikusho_chiikihoikujigyo/shitsunokakuho/1006
899.html)



目次

令和5年度の改訂にあたって	1
はじめに	2
本ガイドラインの位置づけ	3
I 第五次子どもプラン武蔵野の計画の基本理念と認可保育所の役割	4
1 『第五次子どもプラン武蔵野』の計画の基本理念	
2 市における認可保育所の役割	
II 保育内容と環境	5
1 生活と遊び	
2 保育環境	
III 保育園における子どもの健康づくり	7
1 食育の推進	
2 健康な体づくりと健康管理	
IV 保育上の安全の確保及び危機管理	8
1 危機管理の重要性	
2 日常の保育における安全管理	
3 プライバシー保護と情報管理	
4 防災について	
5 防犯について	
6 緊急時の連絡・対応について	
V 障害児保育	10
1 障害児保育の目的	
2 障害児保育を円滑に進めるための取組み	
VI 養育困難ケースへの対応	11
VII 保護者・地域社会との連携・協働	11
1 保護者とともに	
2 地域社会とともに	
VIII 地域子育て支援事業	11
IX 保育の質の維持・向上	12
X 災害発生時・感染症流行時の社会福祉施設としての役割	13
【資料編】	
平成24年3月策定版	
・検討の経過	16
・はじめに	17
・おわりに	18
・保護者委員の視点から	19
・監修者の言葉	20
・委員名簿	21
平成29年3月改訂版	
・改定にあたって	22
令和3年3月改訂版	
・改定にあたって	23

令和5年度の改訂にあたって

平成24年3月に「武蔵野市保育のガイドライン」が策定されました。その後、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行、令和元年の幼児教育・保育の無償化の実施など、国による大きな制度変更がありました。また、重大事故防止の取り組みが重視されるなど、保育をめぐる環境は著しく変化しています。保育所保育指針が平成30年に10年ぶりに改正され、「保育課程の編成」を「全体的な計画の作成」とするなど、新たな内容が盛り込まれました。市においても、令和2年4月に「武蔵野市第六期長期計画」と「第五次子どもプラン武蔵野」が同時にスタートし、未来を生きる子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを進めています。

一方で、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、保育の分野にも大きな打撃を与えました。人との豊かな関わりやつながりが前提の保育の本質が根底から揺らぎ、様々な制約が課される状況においても、「武蔵野市保育のガイドライン」の理念のもと、本市の保育が今日まで継続できたのは、保護者の皆様と保育施設で働く皆様の努力の賜物です。ここに感謝申し上げます。

今回の「武蔵野市保育のガイドライン」改訂にあたって、今までの策定の議論や改訂の経過を尊重し、その理念を継承するとともに、令和5年に制定した「武蔵野市子どもの権利条例」に明示された子どもの権利を、保育に従事する上での「姿勢」や「心構え」を通して保障することを念頭に内容をまとめました。

今後も、「武蔵野市保育のガイドライン」を認可保育施設に関わるすべての職員・保護者が共有し、ガイドライン保育部会での実践検討など、具体的な実践を深める取り組みを継続していくとともに、子どもの権利を大切にしながら、子どもにとっての最善の利益を追及してまいります。

＜主な改訂点＞

- ・ 『はじめに』の改訂
「武蔵野市子どもの権利条例」及び「コロナ禍における保育」に関する記述を追加。
- ・ 『本ガイドラインの位置づけ』（P3）の更新。
- ・ 『V 障害児保育』『2 障害児保育を円滑に進めるための取組み』に『（5）医療的ケアが必要な児童の保育』を追加。
- ・ 『X 災害発生時、感染症流行時の社会福祉施設としての役割』に、福祉避難所としての役割を追加

はじめに

武蔵野市では、平成22年3月に策定した第三次子どもプラン武蔵野に基づき、市立保育園の運営形態を見直し、平成23年4月より2つの市立保育園を公益財団法人武蔵野市子ども協会に移管しました。移管にあたっては、保育の質の担保として、それまでの保育内容・保育実践を保障するために、市立保育園が共有していた「保育のガイドライン」（平成19年度作成）を継承することとしました。

本ガイドラインの策定にあたっては、平成22年11月に市立保育園の保育士、栄養士、看護師、民間保育園の保育士、認可保育所の保護者を委員とした「武蔵野市保育のガイドライン検討委員会」を設置しました。委員会では、従来の「保育のガイドライン」を基に、さまざまな立場から武蔵野市の子どもたちの最善の利益が最大限に尊重されるために大事にしていきたい事項をまとめ、市における保育内容の水準を定めた「武蔵野市保育のガイドライン」として策定しました。

ガイドライン策定後は、ガイドライン保育部会を立ち上げ、毎年設定するテーマに沿って各園での保育実践の検討や学びあい、栄養・保健などの専門部会での実践検討、報告会での発表による全体共有などを行い、ガイドラインの活用、実践と検討の積み重ねを継続しています。

保育所保育指針¹に依れば、保育所の保育とは、「養護」と「教育」²を一体的に取り組むことを特性としています。

子どもたちは、日々の保育施設での生活の中で同年齢や異年齢による集団を形成します。専門性を有する保育施設の職員による集団保育の中で、子どもたちは年齢相応の友達との関わりをとおして自己を成長させていきます。保育とは自らが伸びゆく無限の可能性をもつ子どもたちの成長・発達を保障することといえます。

保育施設職員は、子ども自身の意欲・要求を受けとめ、一人ひとりの発達に応じた保育の取り組みとそのプロセスを保護者とともに考え、明日を楽しみに子どもが喜んで行きたくなる保育施設、保護者が安心して預けられる保育施設づくりを心がけています。

保育施設における保育の質³とは、子どもが社会の一員として尊重され、その健全な心身の発達を図るために保育を実践することと言えます。さらに、保育室の環境、遊具や教材、調理室の設置や給食の内容までも含め、保育施設全体での保育に対する取り組みだと考えています。

そして、保育の質を高める要素として、保育施設で働く全ての職員の専門的資質と職員集団のチームワーク、さらに職員と保護者が子どもを真ん中にしてともに考え、子どもと向き合っていくという、パートナーシップを築いていくことが不可欠です。

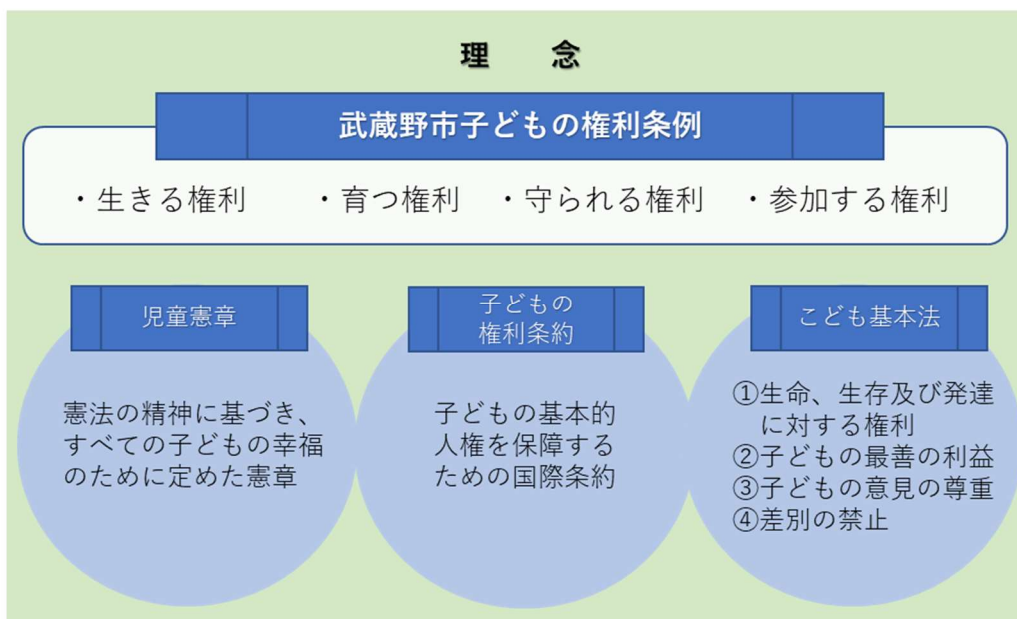
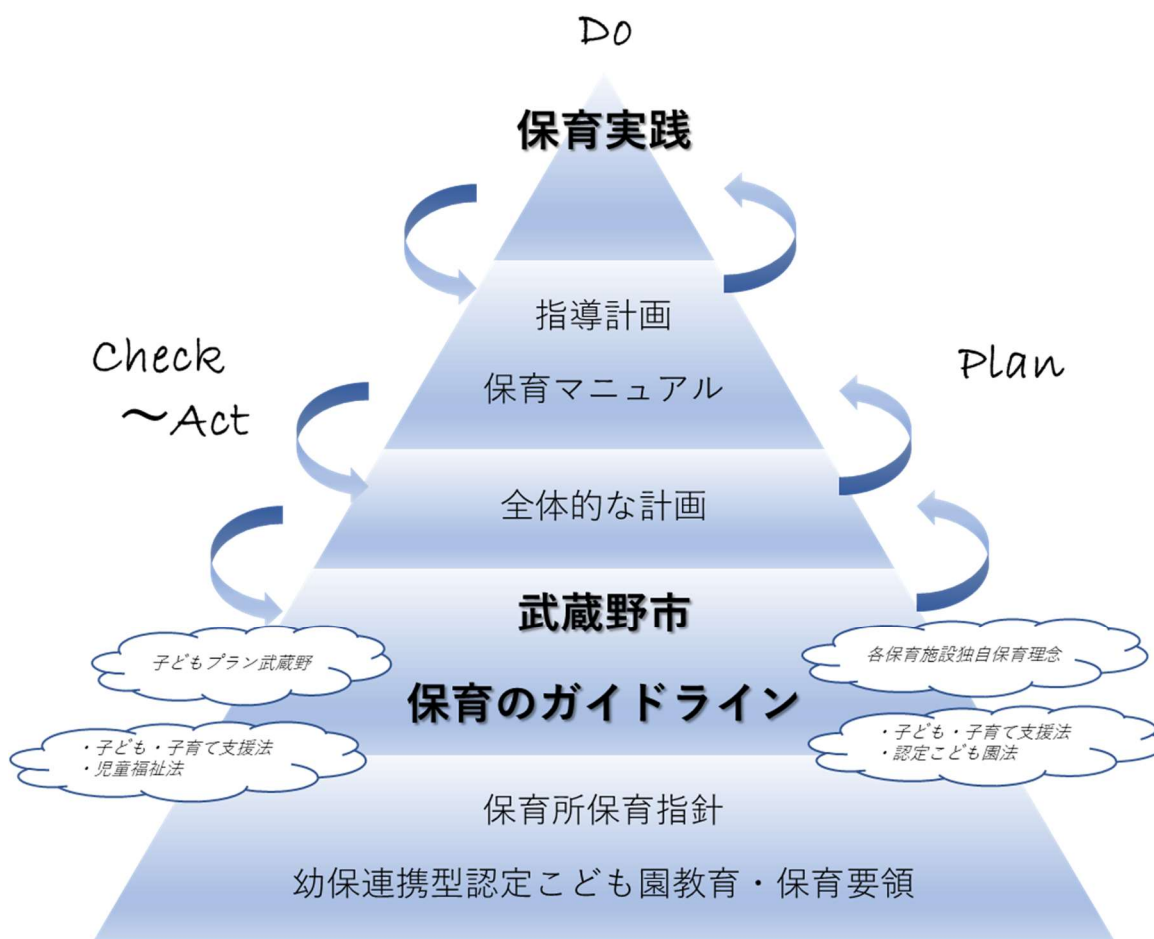
武蔵野市の子どもたちの健全な心身の発達を最優先に保障するため、本ガイドラインを認可保育施設に関わるすべての職員・保護者が共有し、実践に取り組むとともに、制度変更や武蔵野市子どもプランの策定、日常の保育の延長線上で必要が生じたときには見直しを行い、実効性のあるものとする一方で、さらなる保育の質の向上を目指してまいります。

1 保育所における保育の内容や運営についての基本原則。児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定めた告示として位置づけられている。

2 子どもたちは、生まれたときからいつも、毎日の生活や遊びの中であらゆることを学んでいる。本ガイドラインにおける「教育」とは、子ども達の意欲や主体性を大切に、その学びを支え、促す働きかけと捉えている。

3 保育の質について、厚生労働省が開催した「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」では「子どもの経験の豊かさ、それを支える保育士等による保育の実践や人的・物的環境からその国の文化・社会的背景、歴史的経緯に至るまで、多層的で多様な要素により成り立つもの」（「議論のとりまとめ」2020年6月26日）としている。また、OECDでは「子どもたちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべて」（2015年）と定義している。

本ガイドラインの位置づけ



I 第五次子どもプラン武蔵野の計画の基本理念と認可保育所の役割

1 『第五次子どもプラン武蔵野』の計画の基本理念

武蔵野市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする『第五次子どもプラン武蔵野』を策定していますが、この計画では、子どもが希望を持ち健やかに過ごし、また子育て家庭が安心して地域で子育てを行うことができる「子ども・子育てを応援するまち」の実現を目指し、以下の基本理念が設定されています。

《計画の基本理念》

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されるべきです。

子どもと子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子どもと子育てを応援するまちの実現を目指します。

① 子どもの最善の利益を尊重する社会の実現

子どもは社会の希望であり、子どもと子育て家庭への支援は未来への投資です。子どもの最善の利益を尊重し行動する社会を目指します。経済的、家庭的環境に左右されず、一人ひとりの個性が尊重されるよう、子ども自身のニーズを重視した施策を展開し、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくりを進めます。

② 子どもを安心して産み育てられる社会の実現

父母・保護者には子育てについての第一義的責任があるという基本的認識の下に、行政や教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPOなどが連携・協力して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う社会的責任を果たし、安心して産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進めます。

③ 子ども・子育てを応援するまちの実現

次代を担う子どもたちを健全に育成することを地域社会全体で共有することが必要です。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体など、多様な主体による事業を展開し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちの実現を目指します。

④ 子どもの「生きる力」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、「生きる力」を身に付けます。子どもが、遊びや体験を含めた様々な学びにより、新しい時代に必要となる資質・能力を育み、自ら課題に気づき、他者と協働しながら課題を解決していく力を身に付けられるよう、多様な施策を推進します。

2 市における認可保育所の役割

認可保育所は、児童福祉法に基づき、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場です。

武蔵野市における認可保育所は、国の定める保育所保育指針を踏まえ、子ども自身の意欲・要求を受けとめ、家庭との緊密な連携の下、一人ひとりの発達過程に応じた保育実践を行います。

具体的な役割は下記の6つです。

- ① 児童福祉法に基づく児童福祉施設として保育を必要とする乳幼児の保育を行う役割
- ② 地域その他機関との協働的支援と保育行政と連動したネットワークの組織としての役割
- ③ 地域の子育て支援の拠点としての役割
- ④ 地域の新認可施設と連携関係を結び交流を通し乳幼児の育ちを共有していく役割
- ⑤ 養育困難ケースの対応を行う保育施設としての役割
- ⑥ 災害発生時の社会福祉施設としての役割

II 保育内容と環境

認可保育所・認定こども園は、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、各保育施設独自の保育理念及び保育目標に基づいて日々の保育実践を行っています。保育施設では、子どもたちの発達と成長を保障するという目的のために、「豊かな人との関わりを通して人格形成を促すこと」「生活の基礎が身につくような支援」「発達や個々の興味に即した様々な遊びや課題活動」を展開します。

1 生活と遊び

(1) 生活

子どもたちは、一日の大半を保育施設で生活しています。食べる、寝る、着替える、排泄するなどの基本的生活を繰り返し積み重ねていく中で、食事の準備、片付け、清潔、物の管理、整理・整頓など、自分の身の回りのことを自分でする力をつけていきます。また、当番活動など集団生活を営んでいくための取組みを通して、自分たちの生活を自分たちで進めていこうとする力を養っていきます。

子どもが快適な生活をするうえで、安定した生活リズムと日課は重要です。24時間の生活を見通し、家庭と緊密に連携しながら、子どもにとって良い生活リズムを徐々に整えていきます。一日を通して常に子どもの様子を観察し、安全や体調変化に気を配りつつ、落ち着いた家庭的な環境設定を心がけ、一人ひとりが安定して過ごせるよう配慮します。

早朝・夕方・延長保育についても、日中の保育と同様に安全で安心できる環境のもとで行います。早朝保育では、気持ち良く一日のスタートを切れるよう受け入れを大切に、健康状態をはじめ家庭からの連絡を日中の保育に活かせるよう職員間で共有します。夕方・延長保育では、一日を終えていくのにふさわしいよう、気持ちを静め落ち着いて過ごせるよう工夫します。必要に応じて日中の様子を伝えるなど、保育施設での生活を家庭での過ごし方につなげていけるよう配慮します。

様々な年齢の子どもや保護者に対応していくために、日ごろから子どもの姿・保護者の状況を職員間で共有していきます。

(2) 遊びと課題活動

遊びは子どもにとって主体的な活動であり、人として成長していくためのあらゆる要素が含まれています。

子どもは大人の仲立ちにより、自らの世界を広げ、様々な遊びを子ども同士で楽しむようになります。成長するに従い、好んで友達と一緒に遊ぶようになり、一人遊びから集団的な遊びへと発展していきます。友達と一緒に活動する楽しさを経験し、仲間の一人であることを自覚していきます。

乳児期には、好きな遊びに一人でじっくり取り組む中で、「自分で(やる)」「いや」などの自己主張や、友達と関わりたい気持ちが芽生えます。友達との関わりを通し、玩具を取り合うなど、自分の思い通りにはならない経験もします。自分の思いを言葉にできないとき、大人が子どもに寄り添い、その気持ちを言葉で言い表したり、補ったりを繰り返すことにより、子ども自らが自分の思いを言葉にして伝えられるようになっていきます。

幼児期には、友達と一緒に活動する楽しさを経験していく中で、様々な共感やぶつかり合いを繰り返しつつ、仲間と過ごすことの喜びや楽しさを感じられるようになります。一緒に遊ぶためには、自分のことだけではなく、友達の気持ちも受け入れなければならないことに気付き、友達の思いに心を寄せ、自分の気持ちに折り合いをつけられるようになっていきます。友達との遊びを追求しながら、子どもは自己形成をしていくのです。

これらを踏まえ、保育施設では以下のことを大切にしています。

- ① 課題活動として、音楽に合わせて身体を動かす、遊具を使って運動する、歌や手遊びを行う、手指を使って描く・作る、絵本やお話の世界に親しむ、飼育や栽培などを通しての科学的な認識の芽を育てる、といった形で展開される複合的な活動があります。一人ひとりの子どもの意欲や主体性を育むために、それぞれの年齢と発達に即した課題を持って活動を展開します。
- ② 豊かな自然を印象深く受け止め、季節の移り変わりを肌で感じることを目的として散歩に出かけます。また、散歩には、体作りというねらいもあります。
- ③ 保育の一環として年間を通して様々な行事を実施しています。行事には入園・卒園や誕生日など成長の節目を祝うもの、節分やこどもの日のような伝承・季節行事などがあります。日本の伝統的な文化についても行事を通して伝えていきます。また、日々の保育の積み重ねを大切にしたい行事として運動会などがあります。いずれの行事も安定した日常の保育との関わり合いの中で、生活や遊びがより豊かになるように取り組みます。
- ④ 少子化により、家庭及び地域においても、異年齢の子ども同士の関わりが少なくなっています。保育施設ならではの特性を生かし、子どもの主体性を尊重していきながら、日常の生活や遊びの中で、異年齢で関われる環境づくりや日課を工夫します。

2 保育環境

子どもは自らを取り巻く環境に主体的に関わることにより心身の発達が促されます。子どもが安全で気持ちよく過ごすことができる、そして子どもが自分で考え主体的に行動できる力を身につけられる環境を整え、援助します。

(1) 人的環境

子どもは人間として尊重され愛されることによって、人への信頼感を育てていきます。この信頼感を拠りどころとして、身近な環境（人、事物、出来事など）に自発的に働きかけていきます。保育施設では、子どもが安心して、安全で安定した生活をおくることができる人的環境を整えるため、以下のことを大切にします。

- ① 言葉では十分に表現することができない子どもの思いやまなざし、要求を受けとめ、それを満たしてあげることにより、子どもとの信頼関係を築きます。
- ② 子どもが周囲の大人や友達に関心を持ち、自ら関わろうとするとき、思いを受け入れられることもあれば、受け入れられないこともあります。時にはぶつかりあいなども経験していきます。保育施設職員は、子どもの思いに共感する、互いの思いを言葉により代弁するなど仲立ちとなって、子どもたちが、徐々に相手の思いに気付いていけるよう働きかけます。
- ③ 身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わる機会を用意します。
- ④ 子どもは、大人が様々な人と関わる様子を見えています。保育施設職員は、自身が子どもにとって最も身近な人的環境であるとともに、モデルであることを自覚し、自らが様々な人とのより良い関わりを築くよう努めます。

(2) 物的環境

子どもの目線・動線を考慮し、安全で衛生的な物品の使用、配置を心がけます。また、子どもが興味のある活動に主体的に取り組んでいけるよう、遊具や道具を準備し、配置します。

Ⅲ 保育施設における子どもの健康づくり

1 食育の推進

保育施設における食育は、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成などの「食を営む力」の基礎を培うことを目標としています。

保育施設では、「食育基本法」「食育推進基本計画」「保育所における食育に関する指針」等、食に関する法令等を踏まえ、保育所保育指針に示された「全体的な計画」とこれを具体化した「指導計画」の中に食育計画を位置づけます。実施するにあたっては、職員が協力し、家庭や地域と連携をとりながら、各保育施設の創意工夫のもとに食育を推進していきます。

食事の提供は、各保育施設の方針及び食育計画に基づいて行います。

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のためにも給食は重要です。給食を通じ、子どもが食べることを楽しみ、それを分かち合えるように、以下のことを大切に取り組みます。

- ① 衛生管理や食材の選定に十分考慮し、安全・安心な給食を心がけます。
- ② 子どもの発育・発達状態などを把握し、必要な栄養量が確保できるように献立を作成します。
- ③ 旬の食材や行事食を献立に取り入れます。
- ④ 子どものそしゃくや嚥下機能の発達に応じて、食品の種類、大きさなどを考慮し調理します。
- ⑤ 基本的には手作りで、素材の味を生かし、うす味で調理します。

- ⑥ 野菜の皮むき、料理保育(料理体験)など豊かな食の体験ができる環境を作ります。
- ⑦ 食物アレルギーなど特別な配慮が必要な子どもには、適切に対応します。
- ⑧ 試食会、献立表などを通じて、保育施設での子どもの食事の様子や食育の取組み、食の情報などを保護者に伝えます。

2 健康な体づくりと健康管理

乳幼児は抵抗力が弱く、さまざまな病気に罹りやすいものです。保育施設では心身ともに健康に、発育、発達を保障できるよう日々の健康観察と対応を熟知し、安全で清潔な生活環境を整える必要があります。保育所保育指針に示された「全体的な計画」をもとに「学校保健安全法」「保育所における感染症対策ガイドライン」「教育、保育施設などにおける事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等、保健に関する法令、指針などを踏まえて、「保健計画」の作成、感染症マニュアル等の保健業務マニュアルの整備をし、それらに基づいて業務を行います。

(1) 健康状態の把握

保護者からの子どもの情報をもとに、職員による日々の心身の状態観察や嘱託医と歯科医による定期的な健康診断、身体測定などにより、総合的に一人ひとりの子どもの状態を把握します。

(2) 環境整備

自らの危険を回避できない乳幼児のために、危険箇所の点検を日々行い、安全で衛生的な環境の整備を行います。

(3) 健康に必要な習慣を身につける

子どもの発達過程に応じ、子どもたちが健康に関心を持ち、適切な行動がとれるよう、家庭と保育施設が連携をとりながら援助していきます。

IV 保育上の安全の確保及び危機管理

1 危機管理の重要性

成長・発達の過程では、歩けなかった子が歩き始めるというように、身体移動の自由を獲得していきます。また、転んだりぶつかったりといった経験を通し、年齢相応の学習をし、危険を予測する力が備わっていきます。子どもは危険に対する判断力や安全に対する認識が未熟なため、常に危険(リスク)と隣り合わせです。保育施設では、子ども一人ひとりを十分理解し、健全な発達を保障しうる環境を整備します。そして、事故はいつでも起こりうることを認識するとともに危険予測をし、事故予防及び危機管理に取り組みます。

保育施設等における安全性確保のため、平成27年度より「就学前施設におけるリスクマネジメント委員会」を設置し、平成30年度に報告書が出されました。その中の提言にあるとおり、インシデント(ヒヤリハットを含む)の記録を整備し、分析・共有を組織的に行うことで、保育中の事故の予防、災害における被害の軽減のための方策について検討し、リスク管理の強化を図っています。

2 日常の保育における安全管理

毎日、子どもが安全でのびのびと楽しく遊び、生活できるよう全職員で安全に対する配慮と実践を行い、安全で安心な保育に取り組みます。そのため、日ごろから子どもの観察（体調・動き方・息づかい・機嫌・表情・食べ方など）に努めるとともに、睡眠（午睡チェック）・プール活動及び水遊び（監視の強化・暑さ指数）・食事（誤嚥による窒息のリスク・食物アレルギー）・園外保育等での対策を講じ、一人ひとりの子どもや集団の特性を十分に把握し、職員全体で共有するよう努めます。

3 プライバシー保護と情報管理

保育施設は、一人ひとりの子どもや家庭と深く関わることから、様々な個人情報を管理しています。職員は、日頃から守秘義務について十分に認識し、遵守する必要があります。保育施設では、人権への配慮、個人のプライバシー侵害につながらないような情報管理を徹底し、保護者にも周知しておくことが必要です。

また、保育施設の入所者でない家庭や子どもたちを対象とする地域子育て支援事業でも、同様の守秘義務を負っていることを自覚し、職務にあたります。

4 防災について

災害に対する職員の心構え及び災害発生に備える対策としての防災訓練の実施、開園時間中に災害が発生した時の具体的な対応を記した、各保育施設の実情（建物の状況、立地条件など）に応じた防災マニュアルを整備します。そして、マニュアルに即して対応するばかりでなく、自然災害は想定外の規模で起こり得ることと意識し、柔軟かつ最善の対応によって子どもたちを守り、職員としての責務を果たします。

5 防犯について

近年増加している子どもたちが巻き込まれる犯罪を防ぐため、各施設でオートロック、防犯カメラ等を設置し、防犯対策を講じます。不審者を想定した防犯訓練などを実施し、子どもの防犯意識の向上及び職員の対応強化を図ります。

また、市から提供される不審者情報、ホワイトイーグル等から得られた情報を保護者とも共有し、皆で子どもを守るという意識のもとに、安全確保に努めます。

6 緊急時の連絡・対応について

万が一、児童の怪我、事故、不測の事態、感染症や食中毒、災害発生時には、速やかに保護者、市子ども育成課等の関係機関に連絡、報告を行い、適切に対応します。保護者への連絡については、災害用伝言板Web171や、市と連携を取りながら緊急時メール配信システムなどの複数の連絡手段を活用できる体制を整え、より速やかに、確実に連絡するよう努めます。また、やむを得ず保護者がお迎えに来ることができない事態に備え、必要な食糧備蓄等を行うとともに、引き取り終了まで責任をもってお預かりします。

また、保護者とともに年1回の緊急引き取り訓練等を通じ、緊急時の連絡、対応がよりスムーズに行うことができるよう、日頃から訓練します。

V 障害児保育

※本ガイドラインにおいては、市の要綱等に基づく場合は「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記します。

1 障害児保育の目的

障害児保育事業は、心身に障がいがある子どもを保育施設で受け入れ、必要な保育を行うことにより、子どもの福祉向上を図ることを目的としています。障がいがある子どもと健常な子どもがともに生活し、時間と空間を共有する中、相互に影響しながら互いのあるがままの姿を認め合い、関わり方を知っていくなど、ともに育ち合う保育を目指します。

一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活や遊び、人間関係の心地良さを経験し、ともに成長できるよう保育を組み立てます。子どもの状況に応じた保育を進めるために、家庭との連携を密にし、子どもと保護者に寄り添いながら適切な対応を行います。必要に応じて専門家、他機関と連携した支援を充実させます。

障害児保育を進めるにあたっては、個人情報を守り、障がい児の保護者の心情に配慮しながら、その目的を全保護者に伝え、理解を得ることができるよう努めます。懇談会などの機会を利用し、日々の生活や遊びの様子、子ども同士の関わりなどを伝え、障がいのある子もない子も、お互いの存在があることでともに成長していくことを、保護者同士も共感できるように努めます。

2 障害児保育を円滑に進めるための取組み

(1) 保育相談員による巡回指導の活用

障害児保育についての専門知識を持つ保育相談員が、市内認可保育所・認定こども園を巡回し、子どもの状況について観察します。施設側は、保育者及び保護者への指導助言を受け、日々の保育に活かします。

近年増加傾向にある「特別な配慮を要する子」についても、一人ひとりの状態の把握に努め、相談員の助言も活かしながら、その子に応じた保育の手立てを探り、支援します。

(2) 他機関との連携

武蔵野市児童発達支援センターみどりの子ども館相談部ハビット・通園部ウィズ、市健康課、療育施設など各関係機関との連携により、充実した保育を目指します。

(3) 障害児全体保護者会の実施

市内の保育施設で障害児保育を受けている子どもの保護者、保育相談員、子ども育成課認定担当、保育施設長の出席により保護者会を開き、子育ての情報交換や、保育相談員の助言などにより保護者同士のつながりを支援します。

(4) ケース研究会における実践検討

市内保育施設の職員、関係機関、保育相談員の参加によるケース研究会を開催し、障害児保育についての実践検討を行います。保育相談員の助言を受けながら実践検討の成果を保育の質向上につなげていきます。

(5) 医療的ケアが必要な児童の保育

医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養・導尿）が日常的に必要な児童に対して、安全に保育を提供し、また保護者が安心して保育園に預けることができるよう、市立保育園が中心となり受け入れ体制を整備します。

VI 養育困難ケースへの対応

保育施設では、通園している子どもの心身状態や家庭での生活養育の状態などを把握し、見守り、支援しています。職員は、専門職として、子どもの虐待を未然に防ぐため、また早期発見のために、日々の子どもの観察と保護者との関わりの中で、どんな小さなサインも見逃さないよう心がけます。

また、児童虐待の防止等に関する法律により、保育施設などの児童福祉施設には、虐待が疑われる場合には速やかに市の子ども家庭支援センター若しくは杉並児童相談所に通告することが義務付けられています。

市では、児童虐待を受けた児童に対する迅速かつ適切な対応及び子育て家庭への支援を行うため、「武蔵野市子育て支援ネットワーク」を構築しています。

保育施設はネットワークの一員として、日ごろより関係機関と連携、協力しながら、情報を共有し子どもを守るための積極的な取組みに努めます。

VII 保護者・地域社会との連携・協働

1 保護者ととともに

保育施設は、保護者ととともに子どもの成長を見つめ、喜びや悲しみを共有し、困ったことがあれば一緒に考えていきます。保護者の子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちに共感することを大切にします。その際には、保育の方針や内容について、その目的を説明し、保護者との相互理解を図るよう努めます。保育施設は、保護者が親として育つ場でもありたいと考えています。

保育施設における入所児童の保護者に対する支援は、日常の保育と一体的に行います。具体的には、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、懇談会や行事、保育参観や保育参加など、様々な機会を活用して行います。

2 地域社会とともに

子どもたちが健やかに成長するためには、行政、地域、NPO、事業者など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力のうちに子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点から、保育施設は、保護者との連携・協働、地域住民との連携を図りながら、そして保護者も地域住民の一員であることを自覚しながら、すべての子育て家庭の子育ちを支援していきます。

Ⅷ 地域子育て支援事業

保育施設には、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域の子育て家庭に対する支援を行う役割があります。

社会状況が変化する中で、子育て家庭の孤立や子育てに対する不安、負担感の増加、情報過多による迷いなどが問題になっています。そのため、保育施設は「地域の中の施設」として、家庭で子育てしている保護者が安心して子育てできるよう、地域の実態や各施設の特性に応じた様々な子育て支援事業を各園で行います。例えば、気軽に施設へ来てもらえるような行事の開催や園庭開放、0歳児から保育を行っている特性を活かした妊娠期から参加できる子育て支援事業、一時保育事業の実施など、各園で専門性を活かしながら、子育てに関する相談や援助、子育て情報の提供を行うとともに、子育て家庭同士がつながる機会を提供します。

Ⅸ 保育の質の維持・向上

武蔵野市では、子どもたちの健全な心身の発達を最優先に保障するため、平成23年度に本ガイドラインを策定し、保育の質の向上を図ってきました。令和2年度からの第五次子どもプラン武蔵野においても、待機児童対策としてその受け皿となる様々な保育施設が増え、保育の量的整備が行われている一方で、保育の質を維持し、さらなる向上を図る必要がある、としています。今後も以下の取組みにより、市全体で保育の質の維持・向上に取り組んでいきます。

① 認可保育所の職員配置について保育の質の向上を目指した市独自基準を設置

クラス	児 童	正職員
0歳児	3人	1人
1歳児	5人	1人
2歳児	6人	1人
3歳児	15人	1人
4歳児	28人	1人
5歳児	30人	1人

- ② 保育内容の指導・助言を行う「保育アドバイザー」の配置
- ③ 保育施設運営・保護者対応などについて助言を行う「保育総合アドバイザー」巡回
- ④ 特別な支援を要する子どもの保育内容の指導・助言を行う「保育相談員」による巡回指導、及び関係機関との連携
- ⑤ 就学に向けて、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携
- ⑥ 保育士などの資質・専門性の向上のための研修の実施
- ⑦ 専門的な人材の確保、保育環境の改善・充実のための財源の確保
- ⑧ 市内全体の保育の質向上及び情報共有を図る、公立・民間合同会議、研修の実施、新認可施設との連携
- ⑨ 各保育関係施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業）が交流を図り、子どもの育ちの保障や各施設の専門性の向上につながる地域連携の実施
- ⑩ リスクマネジメントへの取り組み
- ⑪ 指導検査の実施

保育施設でこれらの取り組みを行うことで、保育実践の改善・向上、保育士などの資質・専門性の向上に努めます。

X 災害発生時、感染症流行時の社会福祉施設としての役割

大規模な風水害や震災等の災害が発生した時には、乳幼児を持つ世帯が一時的に避難所での生活を余儀なくされたり、災害復旧のために日中乳幼児の世話ができない世帯が多く発生したりすることが予想されます。「武蔵野市地域防災計画」の中では、主に市立保育園が保育園型福祉避難所として位置づけられ、大規模災害発生時には、武蔵野市子ども協会立保育園・認定こども園と連携し、保護者が帰宅困難者や行方不明となった乳幼児、自宅や一般避難所で生活困難な乳幼児がいる家庭のための避難所となります。今後、保育園型福祉避難所の定義や対象、具体的な取り組みなどを記載した「武蔵野市保育園型福祉避難所開設・運営のガイドライン（仮称）」の策定を行うとともに、他の保育施設との連携強化を図っていきます。

災害発生時の社会福祉施設としての具体的な取り組みとしては、市立保育園において平成27年度に保育園BCPマニュアルを整備し、平成28年度より災害対応の実動訓練を開始しています。今後は、「武蔵野市保育園型福祉避難所開設・運営のガイドライン（仮称）」の内容を踏まえた訓練の実施を検討するとともに、これらの訓練で得たノウハウを他の保育施設と共有し、地域における防災力の強化を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症が流行した際には、各園の実情に応じた対策を取りながら、他園でも有効と考えられる予防方法等について情報共有を図り、市全体で感染症への対策の強化を進めます。

【資料編】

武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 検討の経過（平成24年3月策定版）

回	年 月 日	主な検討内容
1	平成22年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営について ・委員会趣旨説明 ・今後のスケジュールについて
2	平成23年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・「武蔵野市公立保育園保育のガイドライン」の説明 ・今後のスケジュールについて
3	平成23年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドライン（案）の検討について ・監修者の選定について
4	平成23年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドライン（案）の検討について
5	平成23年7月1日	（公民合同園長会議同時開催） <ul style="list-style-type: none"> ・監修者からのアドバイス
6	平成23年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドラインの検討について
7	平成23年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドラインの検討について
8	平成23年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドラインの検討について
9	平成24年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドラインの検討について
10	平成24年2月28日	（公民合同園長会議同時開催） <ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドラインの修正について ・監修者との意見交換 ・今後のスケジュールについて
11	平成24年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育のガイドラインの最終稿について

はじめに

武蔵野市では、平成22年3月に策定した第三次子どもプラン武蔵野に基づき、市立保育園の運営形態を見直し、平成23年4月より2つの保育園を公益財団法人武蔵野市子ども協会に移管しました。移管にあたっては、保育の質の担保として、それまでの保育内容・保育実践を保障するために、市立保育園が共有していた「保育のガイドライン」（平成19年度作成）を継承することとしました。

また、第三次子どもプラン武蔵野では、「認可保育所における保育の質の維持・向上」に取り組むこととし、「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」を策定する中で、市における保育内容の水準を定めた「武蔵野市保育のガイドライン」をあらためて定めることを明記しました。

本ガイドラインの策定にあたっては、平成22年11月に市立保育園の保育士、栄養士、看護師、民間保育園の保育士、認可保育所の保護者を委員とした「武蔵野市保育のガイドライン検討委員会」を設置し、従来の「保育のガイドライン」を基に、さまざまな立場から武蔵野市の子どもたちの最善の利益が最大限に尊重されるために大事にしていきたい事項をまとめました。

保育所保育指針¹に依れば、保育所の保育とは、「養護」と「教育」²を一体的に取り組むことを特性としています。

子どもたちは、日々の保育園生活の中で同年齢や異年齢による集団を形成します。専門性を有する保育園職員による集団保育の中で、子どもたちは年齢相応の友達との関わりを通して自己を成長させていきます。保育とは自らが伸びゆく無限の可能性をもつ子どもたちの成長・発達を保障することといえます。

保育園職員は、子ども自身の意欲・要求を受けとめ、一人ひとりの発達に応じた保育の取組みとそのプロセスを保護者とともに考え、明日を楽しみに子どもが喜んで行きたくなる保育園、保護者が安心して預けられる保育園づくりを心がけています。

保育園における保育の質とは、子どもが社会の一員として尊重され、その健全な心身の発達を図るために保育を実践することと言えます。さらに、保育室の環境や園庭の広さ、遊具や教材、調理室の設置や給食の内容までも含め、保育園全体での保育に対する取組みだと考えています。

そして、保育の質を高める要素として、保育園で働く全ての職員の専門的資質と職員集団のチームワーク、さらに職員と保護者が子どもを真ん中にしてともに考え、子どもと向き合っていくという、パートナーシップを築いていくことが不可欠です。

公設、民設に関わらず、認可保育所に関わるすべての人がこの『武蔵野市保育のガイドライン』を共有し、保育の質の向上を目指してまいります。

¹ 保育所における保育の内容や運営についての基本原則。児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定めた告示として位置づけられています。

² 子どもたちは、生まれたときからいつも、毎日の生活や遊びの中であらゆることを学んでいます。本ガイドラインにおける「教育」とは、子ども達の意欲や主体性を大切に、その学びを支え、促す働きかけと捉えています。

おわりに

「武蔵野市保育のガイドライン」は、市の保育水準を定め、保育の質の向上を目指すことを目的に策定したものです。保育園職員にとっては、日々の保育の大切なものを確認するため、また保護者にとっては、ご自身のお子様がどのような保育をされているのかを知る上で指針となるものです。

武蔵野市保育のガイドライン検討委員会では、保育園に関わる保護者と保育園職員、市保育課職員19名の委員が11回の議論を重ね、また必要に応じ園長会や委員以外の保護者・保育園職員からの意見を検討し、武蔵野市の認可保育所共通のガイドラインを作成いたしました。保護者と保育園職員と行政職員が、子どもを真ん中とともに考え「武蔵野市保育のガイドライン」が作成できたことは、大変意義のあることだと思います。また、次頁には「保護者委員の視点から」を掲載しています。これも、保護者、保育園及び行政の三者が共通に大切にしていかなければならないと考えています。

各保育園においては、保育目標・保育課程を作成する際に活用するなど、全職員でこれを共有し、保育の質の向上に努めます。また、保護者に対しては、入園説明時や懇談会時に説明の参考資料とするなど、周知に努めます。

市は、保育の実施責任のある自治体として、認可保育所と連携を密にし、保育の質の向上を目指し必要な支援を行います。

なお、災害発生時の社会福祉施設としての具体的な取り組みや放射性物質への対応など、引き続き検討が必要な事項があります。本ガイドラインは必要に応じて加筆・修正を行うとともに、武蔵野市子どもプランの策定に合わせ、また日常の保育の延長線上で必要を生じたときに、見直しを行う予定です。

最後になりましたが、作成にあたり、監修をいただいた東洋大学 鈴木佐喜子先生に厚く御礼申し上げます。

武蔵野市保育のガイドライン検討委員会

保護者委員の視点から

「我が子が日中どのような保育を受けているか」ということは、私たち保護者にとって、多かれ少なかれ関心のあるところではあります。

ガイドライン策定作業の中で、保護者委員は、普段なかなか見ることのできない子どもの成長を支える保育園での取組み一つひとつを、より丁寧に説明していただき理解を深めました。

本ガイドラインが、すでに入園もしくは入園予定の保護者の方にとって、保育園での子どもの生活を見通す手助けになること、そして武蔵野市の保育の質向上に資することを願い、此処に保護者、保育園職員、そして行政の皆様へのメッセージを記します。

（保護者の皆様へ）

子どもたちがより充実した保育園生活を送るためにも、私たちは主体的に“保育”に関わって良いはずではあります。例えば、疑問や意見があれば積極的に保育園職員に伝える。「先生方のしていることだから」という遠慮は、私たちを単なる「受益者」にしてしまうのではないのでしょうか。

また、子どもを真ん中に保育園と連携するという視点に立ち、家庭でも子どもの意欲や要求を受けとめることを共通の軸と捉えることが大切です。子どもの意欲や要求は、時にじれったく我がままに見え、あるがままの子どもの姿をなかなか受けとめられず悩み、苦しみを感じることもありますが、それは子どもがいるからこそその貴重な経験であり、子どもにとっても保護者とともに成長する大切な時間のはずではあります。そのことを職員に伝え共有することは「24時間を見通す保育」へ繋がり、保育への関わりとなります。

（保育園職員の皆様へ）

子どもたち一人ひとりの成長が違うということは、子どもの数だけ“保育”があり、まだ見ぬ形の保育や新しい取組みが必要となる時が来るということなのかも知れません。職員の皆様には、今後も新しい保育への挑戦を、最善の保育の探求を続けていただきたいと思います。

そのことが喜びに満ちたものになるよう、保護者もできる限りの手助けをしなければいけないものと考えます。

（行政の皆様へ）

良いガイドラインを作ったとしても、それを実践するにはどれも“人”と“時間”が必要であり、そのためには保育園職員から余裕を奪うことのないよう行政のフォローが必要です。

子どもたち一人ひとりに向き合うためには、職員の人数が今より少なくなることはあってはなりません。また、職員は日々子どもの姿・保護者の状況を職員間で共有しています。一日の保育がこま切れにならないためには職員の雇用形態も重要な要素となるでしょう。

国の制度変更など様々な変化があるでしょうが、「子どもの最善の利益」のため、保育園職員が常に最善の保育を目指せるよう、行政の皆様には今後も最大限のお力添えを願います。

今回の策定作業のなかで、私たちは保育園職員の真摯な取り組みと子どもへのあたたかい眼差しを感じることができました。このような場を設けて下さった武蔵野市長ならびに市職員の方々、そして本ガイドライン策定にご注目いただき様々な視点からご意見をくださった保護者の皆様はこの場をお借りしてお礼申し上げます。

監修者の言葉

「武蔵野市保育のガイドライン」は、武蔵野市の保育が何を大切に、どのような保育を目指して実施していくのかを簡潔な文章にまとめたものです。武蔵野市市立保育園職員、民間保育園保育士、認可保育所の保護者による検討委員が、11回に及び話し合いを重ね、できあがったものです。忙しいなか検討会議に参加し、作成に力を尽くしてきた委員の方々の努力に思いをはせ、ガイドラインの完成を喜びたいと思います。

このガイドラインの意味は、第一に、武蔵野市のすべての認可保育所が共通に目標として掲げる保育の理念、内容が明確にされたことです。特に、保護者が検討の場に加わっていることは、保育者と保護者が一緒に子どもを育て、一緒に保育を作っていくという武蔵野市の保育の理念を具体化したものであり、このガイドラインの特徴となるでしょう。そして、ガイドライン検討委員会における話し合いを通じて、市立保育園と民間保育園、保育園・保育者と保護者の間の相互理解が図られ、お互いの結びつきが強くなったことも、大きな成果であると考えます。

第二に、「武蔵野市保育のガイドライン」の内容として、①子ども理解・子どもの育ちを中核にすえたガイドラインであること、②保護者との連携・協力、地域子育て支援を位置づけていること、③保育の質を確保・向上において、保育園で働くすべての職員の専門的資質とチームワークや職員配置、保育環境の改善等を位置づけていることは、押さえておきたい重要な視点であると考えます。

第三に、このガイドラインの活用・具体化につながる契機が生まれてきたことです。「武蔵野市保育のガイドライン」がいかに素晴らしいものであっても、活用されなければ意味がありません。このガイドラインは、保護者が武蔵野市の保育を知る上で、またそれぞれの保育園が実践を展開する上で、一つの手がかりとなるものです。保育園の職員や保護者が、このガイドラインを活用したい、参考にしたいと思うかどうかで、ガイドラインの真価が決まると言えましょう。検討委員会に参加された保育園職員や保護者の多くが、武蔵野市の保育に対する理解を深めることができた、大変だったが参加して良かったと感想を述べています。このことは、ガイドラインを活用し、生きたものとする第一歩となるのではないのでしょうか。それぞれの園で職員や保護者が、ガイドラインを参考に話し合いや実践への具体化を模索してみてください。そして、一定期間が過ぎたら、それぞれの園がどのように活用しているか、各園における実践の交流をはかる機会を持てると良いと思います。こうした実践の模索や検討、交流を通じて、ガイドラインの内容を確認し、あるいは活用しにくい箇所を見直して、より良いものとしていくことを望みます。

東洋大学ライフデザイン学部 鈴木 佐喜子

武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 委員名簿

	氏名	所属
委員長	伊藤 英穂	子ども家庭部保育課長
委員	有江 亜美	市立保育園保護者
//	伊藤 陽子	子ども家庭部保育課境保育園 主任
//	井原 高地	民間保育園保護者
//	梶山 喜美	市立保育園保護者
//	北島 博史	民間保育園保護者
//	木付 雄三	武蔵野赤十字保育園
//	栗原 勲	子ども家庭部保育課桜堤保育園 主任
//	高木 京子	子ども家庭部保育課 保育園アドバイザー
//	竹村 匡子	子ども家庭部保育課境南第2保育園 栄養士
//	塚原 美枝子	子ども家庭部保育課千川保育園 副園長 ※
//	中村 チヨ子	精華保育園
//	服部 桂子	子ども家庭部保育課吉祥寺保育園 園長
//	福田 好美	ふじの実保育園
//	星 友子	西久保保育園
//	本間 千栄子	ありんこ保育園
//	前田 薫	精華第二保育園
//	守矢 弥生	子ども家庭部保育課北町保育園 看護師 ※
//	山野 裕子	市立保育園保護者

※ 千川保育園及び北町保育園については、平成23年4月より公益財団法人武蔵野市子ども協会に設置主体を変更

改訂にあたって

「武蔵野市保育のガイドライン」は、市立保育園の保育士をはじめとする専門職のほか、民間保育園の保育士、認可保育園の保護者を委員とする検討委員会（資料 1、2）を設置し、今まで市立保育園で共有してきた「保育のガイドライン」をベースに子どもたちの最善の利益が最大限尊重されるための事項について議論を重ね、まとめたものです。

ガイドライン策定後は「保育のガイドライン保育部会」を立ち上げ、毎年設定するテーマに沿って各園での保育実践の検討や学びあいなど、その活用と積み重ねが継続して行われています。

策定から 5 年が経過し、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行や第四次子どもプラン武蔵野の策定のほか、保育所利用児童数の急激な増加やそれに対応する保育施設の整備など、保育施設をめぐる社会情勢がめまぐるしく変化しています。

一方で、国においても保育所保育指針が平成 30 年に 10 年ぶり改正されることになり、現在、改正案が示され、29 年度中に決定する予定です。

今回の「武蔵野市保育のガイドライン」改訂にあたっては、今までの策定の議論を尊重し、これらのうち制度変更等に対応する部分のみについて、園長会で検討を重ね、必要最小限の修正にとどめることとしました。

平成 30 年の保育所保育指針の内容等をふまえ、次期の「武蔵野市保育のガイドライン」の改訂にあたっては、社会情勢の変化や今までの本市の保育の取組みなども考慮し、さまざまな方々から意見を聞きながら進めていく必要があります。

今後も、武蔵野市の子どもたちの健全な心身の発達を最優先に保障するため、「武蔵野市保育のガイドライン」を認可施設に関わるすべての職員・保護者が共有し、実践できる仕組みを構築し、実効性のあるものとする事で、さらなる保育の質の向上を目指していきます。

《主な改訂点》

- ・ 『はじめに』の前に『改訂にあたって』を追加
- ・ 本ガイドラインの位置づけに認定こども園の根拠を追加
- ・ 子どもプラン武蔵野の記載を第三次から第四次に変更
- ・ IX 保育の質の向上に市の配置基準表を追加
- ・ 新制度における認可施設との連携や就学前施設におけるリスクマネジメント委員会の実施、保育園 BCP マニュアルの整備など現在実施している項目を追加
- ・ その他『保育園』の表記を『保育施設』に変更するなどの文言修正

※ なお、本文中の「はじめに」、「おわりに」、「保護者委員の視点から」、「監修者の言葉」については、一部の内容が現在の状況に即していない表現となっている所もありますが、策定当時の内容をそのまま掲載しています。

令和2年度の改訂にあたって

平成24年3月に「武蔵野市保育のガイドライン」が策定されました。その後、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行、令和元年の幼児教育・保育の無償化の実施など、国による大きな制度変更がありました。また、重大事故防止の取り組みが重視されるなど、保育をめぐる環境は著しく変化しています。保育所保育指針が平成30年に10年ぶりに改正され、「保育課程の編成」を「全体的な計画の作成」とするなど、新たな内容が盛り込まれました。市においても、令和2年4月に「武蔵野市第六期長期計画」と「第五次子どもプラン武蔵野」が同時にスタートし、未来を生きる子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを進めているところです。

今回の「武蔵野市保育のガイドライン」改訂にあたっては、今までの策定の議論や改訂の経過を尊重し、その理念を継承するとともに、制度変更や保育所保育指針の改訂に対応する部分を中心に、市立保育所と民間保育所・認定こども園の合同園長会をはじめ、副園長会や栄養士会議、保健会議等で2年間検討を重ね、内容をまとめてまいりました。

今後も、「武蔵野市保育のガイドライン」を認可保育施設に関わるすべての職員・保護者が共有し、ガイドライン保育部会での実践検討など、具体的な実践を深める取り組みを継続していきます。本ガイドラインを日々の保育に活かし、実効性のあるものとするこゝで、子どもたちの健全な心身の発達を保障し、さらなる保育の質の向上を目指していきます。

《主な改訂点》

- ・ 『はじめに』の改訂
- ・ 子どもプラン武蔵野の記載を第四次から第五次に変更
- ・ 平成30年3月の保育所保育指針の改訂を受けた保育内容の変更及び文言修正
- ・ 「Ⅳ 保育上の安全の確保及び危機管理」に重大事故防止の取り組みを追加
- ・ 「Ⅷ 地域子育て支援事業」について、保育園の役割や位置付け等内容の変更に伴う修正及び1、0歳児を対象とした子育て支援事業 2、子育てフェスティバルの記載削除
- ・ 「Ⅸ 保育の質の維持・向上」に、今までの取り組みを維持した上で向上させるという視点から、現在実施している取り組みを追加
- ・ 「Ⅹ 災害発生時、感染症流行時の社会福祉施設としての役割」に、新たな感染症が流行した際の対策を追加
- ・ 本ガイドライン策定時の「はじめに」「おわりに」「保護者委員の視点から」「監修者の言葉」「武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 委員名簿」、平成29年度改訂版の「改訂にあたって」は、これまでの経緯がわかるように、当時の内容を【資料編】にまとめて掲載

武蔵野市保育のガイドライン

平成24年3月策定
武蔵野市保育のガイドライン検討委員会

平成29年3月改訂
武蔵野市子ども家庭部子ども育成課 園長会

令和3年3月改訂
武蔵野市子ども家庭部子ども育成課
市立及び民間園合同園長会

令和6年●月改訂
武蔵野市子ども家庭部子ども育成課
市立及び民間園合同園長会
